

学校法人立命館学校保健安全管理規程（一部抜粋）

（健康診断）

第12条 学長および校長は、毎年度1回、新入生は入学後3ヵ月以内に、定期的に学生等の健康診断を行わなければならない。

2 学長および校長が必要であると認めるときには、臨時に学生等の健康診断を行うことができる。

3 学長および校長は、前2項の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、または治療を指示し、ならびに運動および作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

4 学長は、大学の研究等において、政令で定める有害業務に従事する学生等については、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。

5 学長および校長は、法令に定めるもののほか学生等の健康診断項目を必要に応じて追加することができる。

6 本条に定めるもののほか、立命館大学の学生の健康診断については、立命館大学学生健康診断規程に、教職員の健康診断については、学校法人立命館教職員安全衛生管理規程に定める。

（出席停止）

第13条 学長および校長は、感染症拡大のおそれのあるときは、政令にもとづき学生等の出席を停止させることができる。

2 出席停止を指示したときは、学長および校長はその旨を総務担当常務理事に報告しなければならない。

（臨時休業）

第14条 総務担当常務理事は、感染症予防上の必要があるときは、当該の学長および校長と相談の上、学校の全部または一部を臨時に休業することができる。

（保健所への連絡）

第15条 学長および校長は次の場合に保健所に連絡しなければならない。

- (1) 第12条により健康診断を行おうとする場合
- (2) 第13条により出席停止が行われた場合
- (3) 第14条により学校の休業が行われた場合

（危険等発生時対処要領）

第18条 学長および校長は、リスクマネジメント基本要綱に従い、学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領を作成し、総務担当常務理事に提出しなければならない。

2 学長および校長は、危険等発生時対処要領を所属の教職員に周知するとともに、年1回以上の危険対処に関する訓練を実施しなければならない。

(危害発生時の対応)

第19条 学長および校長は、事故等により学生等が心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けたときは、心身の健康を回復させるため必要な支援を行わなければならない。